

高等部での進路指導の流れ

高等部の進路に関する年間予定（1・2年生）

生徒対象：㊦ 保護者対象：㊧

学期	1年生	2年生
1	進路説明会：㊧（4月中旬） 進路アンケート：㊦㊧	施設説明会：㊧（5月中旬～下旬） 施設見学会：㊦㊧ （6月～7月）
2	卒業生体験報告会：㊦㊧ （9月初旬） 施設見学会：㊧ （11月～12月） PTA 施設見学会：㊧ （11月～12月）	卒業生体験報告会：㊦㊧ （9月初旬） 施設見学会：㊦㊧ （11月～12月） PTA 施設見学会：㊧ （11月～12月） 施設体験実習：㊦ （12月～2月）
3	進路希望調査：㊦㊧	↓ 在住市別進路懇談会：㊧（2月） 進路希望調査：㊦㊧

（1・2・3年生にかかわるもの）

施設見学会

進路選択のために施設を見学します。高等部1年生は2学期に行います。高等部2年生では、1学期と2学期に行います。高等部3年生では、進路個人懇談等で候補となった施設を1学期に見学し、希望施設をさらに絞り込んでいきます。

卒業生体験報告会

卒業生が高等部在校生に対して、施設で過ごしている様子・体験等を話し、質問に応じます。生徒が卒業後のイメージを、より具体的に理解するためのものです。

（1・2年生にかかわるもの）

進路説明会・施設説明会

高等部1年、2年生の保護者を対象に行います。1年生では「進路のしおり」の説明を、2年生では施設見学会前に、各施設の活動内容や状況などについて紹介します。

（2年生にかかわるもの）

在住市別進路懇談会

各市の福祉事務所の担当者が、保護者を対象に市の福祉サービスや福祉資源の状況を説明したり質問に応じたりします。

高等部の進路に関する年間予定（3年生）

生徒対象：Ⓐ 保護者対象：Ⓑ

月	主な取り組み
4月	第1回進路個人懇談(4月中旬～5月中旬)：ⒶⒷ 障がい支援区分認定調査：ⒶⒷ
5月	施設見学(5月～6月)：ⒶⒷ
6月	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;"> 施設・企業実習(6～8月)：Ⓐ </div> <div style="text-align: center;">↓</div> </div>
7月	
8月	
9月	第2回進路希望調査：ⒶⒷ 施設・企業実習(9～10月)：Ⓐ
10月	第2回進路個人懇談(9月)：ⒶⒷ 利用希望施設最終選択(10月上旬)：ⒶⒷ
11月	個別の移行支援計画パック作成：Ⓑ(11月～12月)
12月	訓練校(知的・身体)願書受付開始(12月上旬～)：ⒶⒷ
1月	希望施設の利用申請(市の福祉課にて)(1月～2月)：Ⓑ 訓練校(知的・身体)試験(2月上旬～)：Ⓐ 施設入所前実習(必要に応じて1月～2月)：Ⓐ
2月	進路先福祉事業所対象 自立活動参観週間：Ⓐ(2月) 施設利用契約：ⒶⒷ(2月～3月中旬)
3月	卒業式

(誕生日に合わせて)

(2・3年生にかかわるもの)

施設実習・企業実習

適切な進路選択のために施設での実習をします。生徒の状況に応じて日数や時間を決めます。実習場所までの送迎等については、保護者の責任で行っていただきます。

施設・企業にとっては受け入れができるかどうかの判断材料ともなるものです。

※2年生は希望者のみ。一人1回まで。

(3年生にかかわるもの)

進路個人懇談

高等部3年生の保護者、進路担当者、担任、必要に応じて本人も参加し、進路先の絞り込みやそれにとりまなう見学会や実習等について懇談をします。

職業相談

企業就労および職業訓練校を希望する場合は、ハローワークで担当官と面談し、求職登録をしたり今後の見通しをつけたりします。

障がい支援区分認定調査

施設利用を希望される方や、現在受けているサービスを18歳以降も引き続き利用する場合は、障がい支援区分認定が必要となります。市役所福祉課の方が学校あるいは自宅に出向き、保護者と本人に聞き取り調査を行います。18歳の誕生日になる1～2ヶ月前から順次行います。

利用希望施設最終選択とその後の手続き

- ① 卒業後、サービスを利用する施設を選択します。
- ② 進路先が決まれば、市の障がい福祉課に行き、施設の利用申請をします。
- ③ 市から指定を受けた相談支援事業所が、利用者の希望などを聞いて「サービス等利用計画」を作成します。
- ④ その後、市より、卒業後のサービスを利用するための「受給者証」が交付されます。

施設入所前実習

施設利用が内定した人に対し、施設が利用を前提として本人の状況を知りどのような支援ができるか見るためのものです。一部の施設で行われています。

施設利用契約

利用予定の施設に「受給者証」が届いたことを連絡し、施設利用の手続きをします。

